

医政発 0924 第 6 号  
令和 2 年 9 月 24 日

公益社団法人  
全日本病院協会会長 殿

厚生労働省医政局長



「保健師助産師看護師実習指導者講習会の実施要綱について」  
の一部改正について

平素より看護行政の推進にご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

保健師助産師看護師実習指導者講習会について、「看護基礎教育検討会報告書」(令和元年 10 月 15 日公表)において、専任教員養成講習会、教務主任養成講習会、保健師助産師看護師実習指導者講習会の内容を精査し、重複部分を削減するなどにより、必要な内容及び時間数とすること、各講習会の受講内容を積み上げ、分割して受講可能とする仕組みを構築することが示されたところです。

今般、当該報告書を受け、「保健師助産師看護師実習指導者講習会の実施要綱について」の内容の一部を改正し、別添の通り各都道府県に通知しましたので、内容についてご了知いただくとともに、貴団体に所属されている会員の皆様への情報提供にご協力をお願いいたします。

医政発 0924 第 5 号  
令和 2 年 9 月 24 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長  
(公 印 省 略)

「保健師助産師看護師実習指導者講習会の実施要綱について」  
の一部改正について

平素より看護行政の推進にご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

保健師助産師看護師実習指導者講習会について、「看護基礎教育検討会報告書」(令和元年 10 月 15 日公表)において、専任教員養成講習会、教務主任養成講習会、保健師助産師看護師実習指導者講習会の内容を精査し、重複部分を削減するなどにより、必要な内容及び時間数とすること、各講習会の受講内容を積み上げ、分割して受講可能とする仕組みを構築することが示されたところです。

今般、当該報告書を受け、「保健師助産師看護師実習指導者講習会の実施要綱について」の内容の一部を別紙のとおり改正し、令和 3 年度に開催される講習会から適用することとしたので通知します。

つきましては、貴管下関係者に対しては、貴職からこの旨周知願います。

(別 添 一)

## 保健師助産師看護師実習指導者講習会実施要綱

### 1 目的

保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所若しくは准看護師養成所（以下「看護師等養成所」という。）の実習施設で実習指導者の任にある者若しくは将来これらの施設の実習指導者となる予定にある者、又は上記養成所において実習指導の任にある者に対して、看護基礎教育における実習の意義及び実習指導者としての役割を理解し、効果的な実習指導ができるよう、必要な知識・技術を修得させることを目的とする。

### 2 実習指導者講習会の実施

講習会は、都道府県又はこれに準ずるものとして厚生労働省が認める者を実施主体とすること。

ただし、都道府県が実施する場合において、都道府県が事業の目的達成のために必要があると認めるときは、業務の一部を適当と認める者に委託することができること。

### 3 受講対象者

- (1) 看護師等養成所の実習施設で実習指導者の任にある者
- (2) 将来、(1)の実習施設の実習指導者となる予定にある者
- (3) (1)の養成所で実習指導の任にある者

### 4 単位等

- (1) 講習会においては、講義1単位15時間、演習を1単位30時間、実習1単位45時間を基本とし、原則として10単位（180時間）以上とすること。
- (2) 受講者からの申請に基づき、個々の既修の学習内容を評価し、別紙一の実習指導者養成講習会講習科目の内容に相当するものと認められる場合には、総必要単位数の2分の1を超えない範囲で、当該講習会における履修に代えることができること。なお、大学等においては、規定の時間数を満たしていれば、単位数についてはこの限りではない。

### 5 内容

別紙一の科目、目標及び内容を標準とすること。科目のうち、専任教員養成講習会のeラーニングを活用する場合は、別紙二を参考とすること。

### 6 教室等

- (1) 講習会期間中、専用に利用できる教室が確保できること。
- (2) グループワークをするための部屋（演習室）を確保できることが望ましいこと。
- (3) 教室等は採光、換気等が適当であり、受講者数に応じた面積を確保するなど、学習環境について配慮されていること。



(4) 必要な図書を有する図書室を利用できること。

## 7 担当者

本講習会の運営等を担当する者は、原則として専任教員養成講習会、保健師助産師看護師実習指導者講習会等の受講者であって、専任教員及び実習指導者の経験を有すること。

## 8 講師

(1) 教育に関する科目については、大学教授又はこれに準ずる者が教授すること。

(2) 看護に関する科目、実習指導に関する科目については、看護師等学校養成所の副学校長、教務主任又はこれに準ずる者が教授すること。

## 9 都道府県に準ずるものとして厚生労働省が認める者が講習会を実施する場合の手続等

(1) 講習会を新たに実施しようとする者（都道府県を除く。）は、講習会の開催の一月前までに次の事項を記載した認定申請書を本職あて提出すること。

また、申請後にその申請内容について変更がある場合には、あらかじめ変更申請を行い、承認を得ること。

ア 開催の目的

イ 主催者の名称及び主たる事務所の所在地

ウ 講習会の名称

エ 講習会の会場の名称及びその所在地

オ 講習会に要する経費の収支予算

カ 開催期間及び日程

キ 受講者の定員

ク 科目の内容（受講者の各科目の到達目標を含む。eラーニングを活用する場合は、科目名を明示し、当該科目の到達目標は不要。）

ケ 各教室等の用途及び面積

コ 講習会担当者及び講師の氏名、担当科目及び時間数並びに職業及び職位

(2) (1) の認定申請書には次に掲げる書類を添えること。

ア 講習会担当者の履歴書

なお、履歴書は、講習会担当者として必要な経歴を有することを明らかにするものとする。

イ その他参考となる資料

(3) 講習会の終了後は、一か月以内に次の事項を記載した実施状況報告書を本職あて提出すること。

ア 修了者数



- イ 修了者の所属先、職位、実務年数及び学歴
- ウ 実施状況の概要及びその評価（受講者からの評価を含む。）
- エ その他実施状況の把握に当たり参考となる事項

#### 10 運営等

- (1) 講習会は、年度を超えた開催も差し支えないこと。なお、同一受講者に対しては、受講開始後三年以内に限り単位を通算して差し支えないこと。
- (2) 特定分野における保健師助産師看護師実習指導者講習会と合同で開催することができること。
- (3) 科目の評価については、受講者の出席状況に加え、別紙一を参考に各科目の評価を行い、必要単位数を取得した者に対し、修了を認めることが望ましいこと。また、専任教員養成講習会のeラーニングを活用する場合は、当該科目の単位認定結果を確認し、修了を認めることが望ましいこと。
- (4) 講習会修了者には、修了証（別紙三）を交付すること。
- (5) 修了者に関する記録その他の講習会の実施に関する記録は、主催者が適切に保管すること。

(別紙一)

保健師助産師看護師実習指導者講習会科目及び目標

区分	内容	科目	目標・内容	単位数	時間数
基礎分野	教育の基盤	教育原理*	教育の本質の基本知識、概念及び必要な理論を学ぶ。 ・教育の本質、目的 ・教育活動の特性	1	15
		教育方法*	教育方法の基本知識及び必要な理論を学ぶ。 ・授業形態、教育方法及び教材の活用 ・教授—学習過程の理解 等	1	15
		教育心理*	人間の発達と学習過程における心理的な特徴についての基本知識及び必要な理論を学ぶ。 ・成長発達に伴う学習者心理の理解 ・学習過程における心理 等	1	15
		教育評価*	教育評価の基本知識及び必要な理論を学ぶ。 ・教育評価の目的と方法 ・講義・演習・実習評価の方法 等	1	15
専門分野	看護論	看護論*	人間の健康、看護の考え方を多角的に学び、看護についての視野を広げ、自己の看護観を明確にする。 ・看護の機能と役割 ・看護場面と看護観の再構成 ・健康の概念と健康支援 ・倫理的課題とその対応方法 等	1	15
	看護教育課程	看護教育課程論*	看護師等養成所の各教育課程の概要を学び実習指導につなげる。 ・教育課程の基礎知識 等	1	15
	実習指導の基盤	実習指導方法論(評価を含む)	実習指導案について理解し、教授方法を学ぶ。 ・実習指導の方法 ・実習評価の意義と方法 等	2	30



	実習指導 方法演習	実習指導の展開の実際を学ぶ。 ・実習指導案の作成及び評価（課程 別、学年別、専門領域別等） ・実習の評価 等	2	60
合 計			10	180

\* e ラーニング活用可能

なお、e ラーニングは1単位 7.5 時間の e ラーニング視聴及び視聴内容に関する自己学習を総じて1単位 15 時間として取り扱うことも可能。

(別紙二)

保健師助産師看護師実習指導者講習会での  
 eラーニング適用科目に関する専任教員養成講習会における対応科目

項目 区分	保健師助産師看護師実習指導者 講習会でのeラーニング適用科 目		専任教員養成講習会における 対応科目	
	科 目	単位数 (時間数)	科 目	単位数 (時間数)
基 礎 分 野	教育原理	1 (15)	教育原理	1 (15)
	教育方法	1 (15)	教育方法	1 (15)
	教育心理	1 (15)	教育心理	1 (15)
	教育評価	1 (15)	教育評価	1 (15)
専 門 分 野	看護論	1 (15)	看護論	1 (15)
	看護教育課程論	1 (15)	看護教育課程論	3 (45) のうち 1 (15)

※ eラーニングは1単位 7.5 時間のeラーニング視聴及び視聴内容に関する自己学習を総じて1単位 15 時間として取り扱うことも可能。

※ 保健師助産師看護師実習指導者講習会でのeラーニング適用科目の時間数が、専任教員養成講習会における対応科目の時間数より少ない場合にあつては、当該科目は専任教員養成講習会の時間数で実施すること。



(別紙三)

番 号

修 了 証

氏 名

生年月日

年度厚生労働省認定の実習指導者講習会において、所定の課程を修了した  
ことを証する。

年 月 日

主催者名

印

サイズ：210mm×300mm

(別 添 二)

特定分野における保健師助産師看護師実習指導者講習会実施要綱

1 目的

保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所若しくは准看護師養成所（以下「看護師等養成所」という。）における特定の分野の実習を行う病院以外の実習施設の実習指導者の任にある者若しくは将来これらの施設で実習指導者となる予定にある者、又は上記養成所において特定の分野の実習指導の任にある者に対して、看護基礎教育における実習の意義及び実習指導者としての役割を理解し、効果的な実習指導ができるよう、必要な知識・技術を修得させることを目的とする。

2 講習会の実施

講習会は、都道府県又はこれに準ずるものとして厚生労働省が認める者を実施主体とすること。

ただし、都道府県が実施する場合において、都道府県が事業の目的達成のために必要があると認めるときは、業務の一部を適当と認める者に委託することができること。

3 受講対象者

(1) 次のいずれかに該当する実習指導者の任にある者であつて、現に実習指導者の任にある者又は将来実習指導者となる予定の者。

ただし、イについては、助産師確保対策の一環として、当面の間、以下に掲げる実習施設に加え、助産師養成所の実習施設である小規模な病院の助産師についても当該講習会の受講を認めることとする。

ア 保健師養成所における公衆衛生看護学実習を行う病院以外の実習施設の保健師

イ 助産師養成所における助産学実習を行う病院以外の実習施設の助産師

ウ 看護師養成所における老年看護学実習、小児看護学実習、母性看護学実習又は地域・在宅看護論実習を行う病院以外の実習施設の保健師、助産師又は看護師

エ 准看護師養成所における老年看護実習又は母子看護実習を行う病院以外の実習施設の保健師、助産師又は看護師

(2) 看護師等養成所で(1)アからエに掲げる実習において、現に実習指導の任にある者

4 内容

(1) 講習の期間は計 39 時間以上とすること。

(2) 内容は、別紙一の科目及び目標を標準とすること。科目のうち、専任教員養成講習会の e ラーニング科目を活用する場合は、別紙二を参考とす



ること。

#### 5 教室等

- (1) 講習期間中、専用に利用できる教室が確保できること。
- (2) グループワークをするための部屋（演習室）を確保できることが望ましいこと。
- (3) 教室等は採光、換気等が適当であり、受講者数に応じた面積を確保するなど、学習環境について配慮されていること。
- (4) 必要な図書を有する図書室を利用できること。

#### 6 担当者

本講習会の運営等を担当する者は、原則として専任教員養成講習会、保健師助産師看護師実習指導者講習会等の受講者であって、専任教員及び実習指導者の経験を有すること。

#### 7 講師

- (1) 教育に関する科目については、大学教授、准教授又はこれらに準ずる者が教授すること。
- (2) 看護に関する科目、実習指導に関する科目については、看護師等学校養成所の副学校長、教務主任又はこれに準ずる者が教授すること。

#### 8 都道府県に準ずるものとして厚生労働省が認める者が講習会を実施する場合の手続等

- (1) 講習会を新たに実施しようとする者（都道府県を除く。）は、講習会の開催の一月前までに次の事項を記載した認定申請書を本職あて提出すること。

また、申請後にその申請内容について変更がある場合には、あらかじめ変更申請を行い、承認を得ること。

ア 開催の目的

イ 主催者の名称及び主たる事務所の所在地

ウ 講習会の名称

エ 講習会の会場の名称及びその所在地

オ 講習会に要する経費の収支予算

カ 開催期間及び日程

キ 受講者の定員

ク 科目の内容（受講者の各科目の到達目標を含む。eラーニングを活用する場合は、科目名を明示し、当該科目の到達目標は不要。）

ケ 各教室等の用途及び面積

コ 講習会担当者及び講師の氏名、担当科目及び時間数並びに職業及び職位

- (2) (1) の認定申請書には次に掲げる書類を添えること。

ア 講習会担当者の履歴書

なお、履歴書は、講習会担当者として必要な経歴を有することを明らかにするものとする。

イ その他参考となる資料

(3) 講習会の終了後は、一か月以内に次の事項を記載した実施状況報告書を本職あて提出すること。

ア 修了者数

イ 修了者の所属先、職位、実務年数及び学歴

ウ 実施状況の概要及びその評価（受講者からの評価を含む。）

エ その他実施状況の把握に当たり参考となる事項

9 運営等

(1) 開催日の設定にあつては、地域の実情に応じて複数回に分割した期間を設定することができること。

(2) 保健師助産師看護師実習指導者講習会と合同で開催することができること。

(3) 科目の評価については、受講者の出席状況に加え、別紙一を参考に各科目の評価を行い、必要時間数を満たした者に対し、修了を認めることが望ましいこと。専任教員養成講習会のeラーニングを活用する場合は、当該科目の単位認定結果を確認し、修了を認めることが望ましいこと。

(4) 講習会修了者には、修了証（別紙三）を交付すること。

(5) 修了者に関する記録その他の講習会の実施に関する記録は、主催者が適切に保管すること。



(別紙一)

特定分野における保健師助産師看護師実習指導者講習会科目及び目標

教育内容	科目	目標及び内容	時間数
教育の基盤	教育原理*	教育の意義や基礎的な概念について学ぶ。	3
	教育心理*	人間の発達と学習過程における青年時の心理的な特徴について人間の成長・発達段階に合わせて理解する。	
	教育方法*	教育の基本的な方法や技術、評価方法について理解する。	3
実習指導の基盤	実習指導の実際Ⅰ (講義)	看護基礎教育の概要と実習に求められている課題を理解する。	3
		実習指導の基礎と実習指導者のあり方を理解する。	6
	実習指導の実際Ⅱ (演習)	実習指導の展開について理解を深め、かつ、臨地実習の中で体験する指導場面別の役割や方法について演習を通して学ぶ。	24
合計			39

\* e ラーニング活用可能

(別紙二)

特定分野における保健師助産師看護師実習指導者講習会での  
 eラーニング適用科目に関する専任教員養成講習会における対応科目

項目 区分	特定分野における保健師助産師看護師実習指導者講習会でのeラーニング適用科目		専任教員養成講習会における対応科目	
	科目	時間数	科目	単位数 (時間数)
教育 の 基盤	教育原理	3	教育原理	1 (15)
	教育心理		教育心理	1 (15)
	教育方法	3	教育方法	1 (15)
			教育評価	1 (15)

※ 特定分野における保健師助産師看護師実習指導者講習会でのeラーニング適用科目の時間数が、専任教員養成講習会における対応科目の時間数より少ない場合にあつては、当該科目は専任教員養成講習会の時間数で実施すること。

(別紙三)

番 号

修 了 証

氏 名

生年月日

年度厚生労働省認定の実習指導者講習会（特定分野）において、所定の課程  
を修了したことを証する。

年 月 日

主催者名

印

サイズ：210mm×300mm





# 別紙

## 保健師助産師看護師実習指導者講習会の実施要綱について

(平成二七・一・六 医政発〇一〇六第二)

(令和三年四月一日より適用。下線部は改正部分)

新	旧
<p>(別添一)</p> <p>保健師助産師看護師実習指導者講習会実施要綱</p> <p>1 目的</p> <p>保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所若しくは准看護師養成所(以下「<u>看護師等養成所</u>」<u>という。</u>)の実習施設で実習指導者の任にある者若しくは将来これらの施設の実習指導者となる予定にある者、又は上記養成所において実習指導の任にある者に対して、看護基礎教育における実習の意義及び実習指導者としての役割を理解し、効果的な実習指導ができるよう、必要な知識・技術を修得させることを目的とする。</p> <p>2 実習指導者講習会の実施</p> <p><u>講習会は、都道府県又はこれに準ずるものとして厚生労働省が認める者を実施主体とすること。</u></p> <p><u>ただし、都道府県が実施する場合において、都道府県が事業の目的達成のために必要であると認めるときは、業務の一部を適当と認める者に委託することができること。</u></p> <p>3 受講対象者</p> <p>(1) <u>看護師等養成所の実習施設で実習指導者の任にある者</u></p> <p>(2) 将来、(1)の実習施設の実習指導者となる予定にある者</p> <p>(3) (1)の養成所で実習指導の任にある者</p> <p>4 単位等</p> <p>(1) <u>講習会においては、講義一単位一五時間、演習を一単位三〇時間、実習一単位四五時間を基本とし、原則として一〇単位(一八〇時間)以上とすること。</u></p>	<p>(別添一)</p> <p>保健師助産師看護師実習指導者講習会実施要綱</p> <p>1 目的</p> <p>保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所若しくは准看護師養成所の実習施設で実習指導者の任にある者若しくは将来これらの施設の実習指導者となる予定の者、又は上記養成所において実習指導の任にある者に対して、看護教育における実習の意義及び実習指導者としての役割を理解し、効果的な実習指導ができるよう、必要な知識・技術を修得させることを目的とする。</p> <p>2 講習会の実施</p> <p><u>本講習会の実施主体は都道府県又はこれに準ずるものとして厚生労働省が認める者とする。</u>都道府県が実施する場合において、都道府県が事業の目的達成のために必要であると認めるときは、業務の一部を<u>都道府県が適当と認める者に委託することができるものとする。</u></p> <p>3 受講資格</p> <p>(1) <u>保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所又は准看護師養成所の実習施設で実習指導者の任にある者</u></p> <p>(2) 将来、(1)の実習施設の実習指導者となる予定にある者</p> <p>(3) (1)の養成所で実習指導の任にある者</p> <p>4 講習期間及びその設定</p> <p>(1) <u>講習の期間は計八週間(二四〇時間)とする</u></p>

<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(2) <u>受講者からの申請に基づき、個々の既修の学習内容を評価し、別紙一の実習指導者養成講習会講習科目の内容に相当するものと認められる場合には、総必要単位数の二分の一を超えない範囲で、当該講習会における履修に代えることができること。なお、大学等においては、規定の時間数を満たしていれば、単位数についてはこの限りではない。</u></p> <p>5 <u>内容</u> 別紙一の科目、<u>目標及び内容を標準</u>とすること。科目のうち、専任教員養成講習会のeラーニングを活用する場合は、別紙二を参考とすること。</p> <p>6 <u>教室等</u> (1) <u>講習期間中、専用に利用できる教室が確保できること。</u> (2) <u>グループワークをするための部屋（演習室）を確保できることが望ましいこと。</u> (3) <u>教室等は採光、換気等が適当であり、受講者数に応じた面積を確保するなど、学習環境について配慮されていること。</u> (4) <u>必要な図書を有する図書室を利用できること。</u></p> <p>7 <u>担当者</u> 本講習会の運営等を担当する者は、原則として専任教員養成講習会、保健師助産師看護師実習指導者講習会等の受講者であって、<u>専任教員及び実習指導者の経験を有すること。</u></p> <p>8 <u>講師</u> (削除) (1) <u>教育に関する科目については、大学教授又はこれに準ずる者が教授すること。</u> (2) <u>看護に関する科目、実習指導に関する科目については、看護師等学校養成所の副学校長、教務主任又はこれに準ずる者が教授すること。</u></p>	<p>(2) <u>(1)の期間の設定に当たっては、地域の実情に応じて複数回に分割した期間を設定することができること。</u></p> <p>(3) <u>特定分野における保健師助産師看護師実習指導者講習会と合同で開催することができること。</u></p> <p>(新設)</p> <p>5 <u>講習科目</u> 別紙一の講習科目、別紙二の講習科目の<u>目標及び内容を参考</u>とすること。 講習科目のうち、専任教員養成講習会のeラーニング科目を活用する場合は、別紙三を参考とすること。</p> <p>6 <u>教室の確保等講習会開催に当たり留意すべき事項</u> (1) <u>講習期間中、専用に利用できる教室が確保できること。</u> (2) <u>グループワークをするための部屋（演習室）を確保できることが望ましいこと。</u> (3) <u>必要な図書を有する図書室を利用できること。</u> (4) <u>教室等は採光、換気等が適当であり、学習環境について配慮が払われていること。</u></p> <p>7 <u>講習会担当者</u> 本講習会の運営等を担当する者は、原則として専任教員養成講習会、保健師助産師看護師実習指導者講習会等の受講者で専任教員及び実習指導者の経験を有するものとする。</p> <p>8 <u>講師</u> (1) <u>講習科目を教授できる講師を確保するものとする。</u> (2) <u>教育に関する科目については、大学教授又はこれに準ずる者が教授するものとする。</u> (3) <u>看護に関する科目、実習指導に関する科目、看護師二年課程通信制に関する科目については、看護師等学校養成所の副学校長、教務主任又はこれに準ずる者が教授するも</u></p>
---	--



9 都道府県に準ずるものとして厚生労働省が認める者が講習会を実施する場合の手続等

(1) 講習会を新たに実施しようとする者（都道府県を除く。）は、講習会の開催の一月前までに次の事項を記載した認定申請書を本職あて提出すること。

また、申請後にその申請内容について変更がある場合には、あらかじめ変更申請を行い、承認を得ること。

ア 開催の目的

イ 主催者の名称及び主たる事務所の所在地

ウ 講習会の名称

エ 講習会の会場の名称及びその所在地

オ 講習会に要する経費の収支予算

カ 開催期間及び日程

キ 受講者の定員

ク 科目の内容（受講者の各科目の到達目標を含む。eラーニングを活用する場合は、科目名を明示し、当該科目の到達目標は不要。）

ケ 各教室等の用途及び面積

コ 講習会担当者及び講師の氏名、担当科目及び時間数並びに職業及び職位

(2) (1)の認定申請書には次に掲げる書類を添えること。

ア 講習会担当者の履歴書

なお、履歴書は、講習会担当者として必要な経歴を有することを明らかにするものとする。

イ その他参考となる資料

(3) 講習会の終了後は、一か月以内に次の事項を記載した実施状況報告書を本職あて提出すること。

ア 修了者数

イ 修了者の所属先、職位、実務年数及び学歴

ウ 実施状況の概要及びその評価（受講者からの評価を含む。）

のとする。

9 都道府県に準ずるものとして厚生労働省が認める者が講習会を実施する場合の手続

(1) 講習会を新たに実施しようとする者（都道府県を除く。）は、講習会の開催の一月前までに次の事項を記載した認定申請書を本職あて提出すること。

また、申請後にその申請内容について変更がある場合には、あらかじめ変更申請を行い、承認を得ること。

ア 開催の目的

イ 主催者の名称及び主たる事務所の所在地

ウ 講習会の名称

エ 講習会の会場の名称及びその所在地

オ 講習会に要する経費の収支予算

カ 開催期間及び日程

キ 受講者の定員

ク 教育内容（受講者の各科目の到達目標を含む。eラーニングを活用する場合は、科目名を明示し、当該科目の到達目標は不要。）

ケ 各教室等の用途及び面積

コ 講習会担当者及び講師の氏名、担当科目及び時間数並びに職業及び職位

(2) (1)の認定申請書には次に掲げる書類を添えること。

ア 講習会担当者の履歴書

なお、履歴書は、講習会担当者として必要な経歴を有することを明らかにするものとする。

イ その他参考となる資料

(新設)

<p style="text-align: center;"><u>エ その他実施状況の把握に当たり参考となる事項</u></p> <p>10 運営等</p> <p><u>(1) 講習会は、年度を超えた開催も差し支えないこと。なお、同一受講者に対しては、受講開始後三年以内に限り単位を通算して差し支えないこと。</u></p> <p><u>(2) 特定分野における保健師助産師看護師実習指導者講習会と合同で開催することができること。</u></p> <p><u>(3) 科目の評価については、受講者の出席状況に加え、別紙一を参考に各科目の評価を行い、必要単位数を取得した者に対し、修了を認めることが望ましいこと。また、専任教員養成講習会のeラーニングを活用する場合は、当該科目の単位認定結果を確認し、修了を認めることが望ましいこと。</u></p> <p><u>(4) 講習会修了者には、修了証(別紙三)を交付すること。</u></p> <p><u>(5) 修了者に関する記録その他の講習会の実施に関する記録は、主催者が適切に保管すること。</u></p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>10 運営等</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(1) 修了の認定については、受講者の出席状況に加え、専任教員養成講習会のeラーニングを活用する場合は、当該科目の単位認定結果を確認し、修了を認めることが望ましい。</u></p> <p><u>(2) 講習会修了者には、修了証を交付すること。</u> <u>専任教員養成講習会のeラーニングを活用した場合は、修了したeラーニングの科目がわかるよう修了証等に記載すること。</u></p> <p><u>(3) 受講者名簿、修了者に関する記録その他の講習会の実施に関する記録は、主催者が適切に保管すること。</u></p> <p><u>(4) 講習会の終了後は、一か月以内に次の事項を記載した実施状況報告書を本職あて提出すること。</u></p> <p><u>ア 修了者数</u></p> <p><u>イ 修了者の所属先、職位、実務年数及び学歴</u></p> <p><u>ウ 実施状況の概要及びその評価(受講者からの評価を含む。)</u></p> <p><u>エ その他実施状況の把握に当たり参考となる事項</u></p>
---	--

(別紙一)

保健師助産師看護師実習指導者講習会科目及び目標

区分	内容	科目	目標・内容	単位数	時間数
基礎分野	教育の基盤	教育原理*	教育の本質の基本知識、概念及び必要な理論を学ぶ。 ・教育の本質、目的 ・教育活動の特性	二	一五
		教育方法*	教育方法の基本知識及び必要な理論を学ぶ。 ・授業形態、教育方法及び教材の活用 ・教授—学習過程の理解 等	二	一五
		教育心理*	人間の発達と学習過程における心理的な特徴についての基本知識及び必要な理論を学ぶ。 ・成長発達に伴う学習者心理の理解 ・学習過程における心理 等	二	一五
		教育評価*	教育評価の基本知識及び必要な理論を学ぶ。 ・教育評価の目的と方法 ・講義・演習・実習評価の方法 等	二	一五

(別紙一)

保健師助産師看護師実習指導者講習会講習科目

区分	科目	時間数	
教育及び看護に関する科目	教育原理* 教育心理* 教育方法* 教育評価* 看護論* 看護教育課程*	六 二 八 三 〇 六 二 八 三 〇	一〇 八
実習指導に関する科目	実習指導の原理 実習指導の評価 実習指導の実際	二 五 二 五 六 〇	九〇
看護師二年課程通信制に関する科目	看護師二年課程通信制の教育制度 学生の到達度の理解 実習指導の方法と留意点	三 六 二 二 三	二二
その他	実習指導者の養成に必要なと思われる教育内容とする。	二 二 二	二二
合計		二 四 〇	

\* eラーニング活用可能



専門分野	看護論	看護論*	人間の健康、看護の考え方を多角的に学び、看護についての視野を広げ、自己の看護観を明確にする。 ・看護の機能と役割 ・看護場面と看護観の再構成 ・健康の概念と健康支援 ・倫理的課題とその対応方法 等	二	一五
	看護教育課程	看護教育課程論*	看護師等養成所の各教育課程の概要を学び実習指導につなげる。 ・教育課程の基礎知識 等	二	一五
	実習指導の基盤	実習指導方法論 (評価を含む)	実習指導案について理解し、教授方法を学ぶ。 ・実習指導の方法 ・実習評価の意義と方法 等	二	三〇
		実習指導方法演習	実習指導の展開の実際を学ぶ。 ・実習指導案の作成及び評価(課程別、学年別、専門領域別等) ・実習の評価 等	二	六〇
合計			一〇	一八〇	

\* eラーニング活用可能

なお、eラーニングは一単位七.五時間のeラーニング視聴及び視聴内容に関する自己学習を総じて一単位一五時間として取り扱うことも可能。

(別紙二) 保健師助産師看護師実習指導者講習会講習科目の目標及び内容

区分	科目	目標及び内容	時間数
教育及び看護に関する科目	教育原理	教育の意義や基礎的な概念について学ぶ 1) 教育の意義、目的 2) 教育活動の特性 3) その他	六
	教育心理	人間の発達と教育過程における心理的な特徴について青年期を中心として理解する 1) 発達心理 2) 青年心理 3) 学習過程における心理 4) その他	一八
	教育方法	教育の基本的な方法や技術についての理解を深める 1) 授業の形態 2) 授業の方法 3) 教育方法と教材の活用 4) その他	三〇
	教育評価	教育評価の意義と方法について理解する 1) 教育評価の目的と特質 2) 教育評価の方法と基準 3) その他	六
	看護論	看護の考え方を多角的に学び看護についての視野を広げる 1) 看護の概念 2) 看護の機能と役割 3) その他	一八
	看護教育課程	看護師等の教育課程についてその概要、看護過程の展開を学び実習指導につなげる 1) 看護教育課程(指定規則等) 2) 教育計画とその内容 3) 実習指導計画 4) 看護過程(事例を含む) 5) その他	三〇

実習指導に関する科目	実習指導の原理	実習指導の基本と実習指導のあり方等について理解する 1) <u>実習の意義</u> 2) <u>実習指導者の役割</u> 3) <u>その他</u>	一五
	実習指導の評価	実習における評価の意義や方法を理解する 1) <u>実習評価の意義</u> 2) <u>実習評価の方法</u> 3) <u>その他</u>	一五
	実習指導の実際	実習指導の展開について理解を深め、演習等とおしてその実際を学ぶ 1) <u>実習指導案の作成（課程別、学年別、授業科目別等）</u> 2) <u>実習指導の展開と評価</u> 3) <u>その他</u>	六〇
看護師二年課程通信制に関する科目	看護師二年課程通信制の教育制度	看護師二年課程通信制教育の基本的な考え方及びその特徴について理解する 1) <u>通信制の目的・意義</u> 2) <u>通信制の特徴・考え方・運営の基本</u>	三
	学生の到達度の理解	1) <u>運営形態別の実習指導の方法、考え方、留意点</u> 2) <u>学生の到達度の把握方法</u>	六
	実習指導の方法と留意点	通信制で学ぶ学生の実習指導方法について事例を通じて理解する 1) <u>事例（紙上学生）による実習指導演習</u>	一二
その他	実習指導者の養成に必要なと思われる教育内容とする		二二
合 計			二四〇



(別紙二)

保健師助産師看護師実習指導者講習会での  
 eラーニング適用科目に関する専任教員養成講習会における対応科目

項目 区分	保健師助産師看護師実習指導者講習会でのeラーニング適用科目		専任教員養成講習会における対応科目	
	科目	単位数 (時間数)	科目	単位数 (時間数)
基礎分野	教育原理	一(一五)	教育原理	一(一五)
	教育方法	一(一五)	教育方法	一(一五)
	教育心理	一(一五)	教育心理	一(一五)
	教育評価	一(一五)	教育評価	一(一五)
専門分野	看護論	一(一五)	看護論	一(一五)
	看護教育課程論	一(一五)	看護教育課程論	三(四五) のうち 一(一五)

※ eラーニングは一単位七.五時間のeラーニング視聴及び視聴内容に関する自己学習を総じて一単位一五時間として取り扱うことも可能。

※ 保健師助産師看護師実習指導者講習会でのeラーニング適用科目の時間数が、専任教員養成講習会における対応科目の時間数より少ない場合にあつては、当該科目は専任教員養成講習会の時間数で実施すること。

(別紙三)

保健師助産師看護師実習指導者講習会での  
 eラーニング適用科目に関する専任教員養成講習会における対応科目

保健師助産師看護師実習指導者講習会でのeラーニング適用科目			専任教員養成講習会における対応科目		
区分	科目	時間数	授業内容	単位数 (時間数)	区分
教育及び看護に関する科目	教育原理	六	教育原理	一(三〇)	教育分野
	教育心理	二八	教育心理学	一(三〇)	
	教育方法	三〇	教育方法	一(一五)	
	教育評価	六	教育評価	一(一五)	
	看護論	二八	看護論	一(三〇)	
	看護教育課程	三〇	看護教育課程論	二(四五)	専門分野

※ 「教育方法」については、eラーニングに加え、十五時間の講義が必要である。

※ 保健師助産師看護師実習指導者講習会でのeラーニング適用科目の時間数が、専任教員養成講習会における対応科目の時間数より少ない場合にあつては、当該科目は専任教員養成講習会の時間数で実施すること。



(別紙三)

番 号

修 了 証

氏 名

生年月日

年度厚生労働省認定の実習指導者講習会において、所定の課程を修了したことを証する。

年 月 日

主催者名

印

サイズ：210mm×300mm

(新設)

(別添二)

特定分野における保健師助産師看護師実習指導者講習会実施要綱

1 目的

保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所若しくは准看護師養成所（以下「看護師等養成所」という。）における特定の分野の実習を行う病院以外の実習施設の実習指導者の任にある者若しくは将来これらの施設で実習指導者となる予定にある者、又は上記養成所において特定の分野の実習指導の任にある者に対して、看護基礎教育における実習の意義及び実習指導者としての役割を理解し、効果的な実習指導ができるよう、必要な知識・技術を修得させることを目的とする。

2 講習会の実施

講習会は、都道府県又はこれに準ずるものとして厚生労働省が認める者を実施主体とすること。

ただし、都道府県が実施する場合において、都道府県が事業の目的達成のために必要があると認めるときは、業務の一部を適当と認める者に委託することができること。

3 受講対象者

(1) 次のいずれかに該当する実習指導者の任にある者であって、現に実習指導者の任にある者又は将来実習指導者となる予定の者。

ただし、イについては、助産師確保対策の一環として、当面の間、以下に掲げる実習施設に加え、助産師養成所の実習施設である小規模な病院の助産師についても当該講習会の受講を認めることとする。

ア 保健師養成所における公衆衛生看護学実習を行う病院以外の実習施設の保健師

イ 助産師養成所における助産学実習を行う病院以外の実習施設の助産師

ウ 看護師養成所における老年看護学実習、小児看護学実習、母性看護学実習又は地域・在宅看護論実習を行う病院以外の実習施設の保健師、助産師又は看護師

エ 准看護師養成所における老年看護実習又は母子看護実習を行う病院以外の実習施設の保健師、助産師又は看護師

(2) 看護師等養成所で(1)アからエに掲げる実習において、現に実習指導の任にある

(別添二)

特定分野における保健師助産師看護師実習指導者講習会実施要綱

1 目的

保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所若しくは准看護師養成所における特定の分野の実習を行う病院以外の実習施設で実習指導者の任にある者若しくは将来これらの施設で実習指導者となる予定の者、又は上記養成所において特定の分野の実習指導の任にある者に対して、看護教育における実習の意義及び実習指導者としての役割を理解し、効果的な実習指導ができるよう、必要な知識・技術を修得させることを目的とする。

2 講習会の実施

本講習会の実施主体は都道府県又はこれに準ずるものとして厚生労働省が認める者とする。都道府県が実施する場合において、都道府県が事業の目的達成のために必要があると認めるときは、業務の一部を都道府県が適当と認める者に委託することができるものとする。

3 受講資格

(1) 次のいずれかに該当する実習指導者の任にある者であって、現に実習指導者の任にある者又は将来な実習指導者となる予定の者。

ただし、イについては、助産師確保対策の一環として、当面の間、以下に掲げる実習施設に加え、助産師養成所の実習施設である小規模な病院の助産師についても当該講習会の受講を認めることとする。

ア 保健師養成所における公衆衛生看護学実習を行う病院以外の実習施設の保健師

イ 助産師養成所における助産学実習を行う病院以外の実習施設の助産師

ウ 看護師養成所における老年看護学実習、小児看護学実習、母性看護学実習又は在宅看護論実習を行う病院以外の実習施設の保健師、助産師又は看護師

エ 准看護師養成所における老年看護実習又は母子看護実習を行う病院以外の実習施設の保健師、助産師又は看護師

(2) 保健師養成所、助産師養成所、看護師養成所又は准看護師養成所で(1)アからエ

<p>者</p> <p>4 内容</p> <p>(1) 講習の期間は計三九時間以上とすること。 (削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(2) 内容は、別紙一の科目及び目標を標準とすること。科目のうち、専任教員養成講習会のeラーニング科目を活用する場合は、別紙二を参考とすること。 (削除)</p> <p>5 教室等</p> <p>(1) 講習期間中、専用に利用できる教室が確保できること。 (2) グループワークをするための部屋（演習室）を確保できることが望ましいこと。 (3) 教室等は採光、換気等が適当であり、受講者数に応じた面積を確保するなど、学習環境について配慮されていること。 (4) 必要な図書を有する図書室を利用できること。</p> <p>6 担当者</p> <p>本講習会の運営等を担当する者は、原則として専任教員養成講習会、保健師助産師看護師実習指導者講習会等の受講者であって、専任教員及び実習指導者の経験を有すること。</p> <p>7 講師</p> <p>(削除)</p>	<p>に掲げる実習において、現に実習指導の任にある者</p> <p>4 講習期間及びその設定</p> <p>(1) 講習の期間は計三九時間以上とする。 (2) (1)の期間の設定に当たっては、地域の実情に応じて複数回に分割した期間を設定することができること。 (3) 保健師助産師看護師実習指導者講習会と合同で開催することができること。 (新設)</p> <p>5 講習科目</p> <p>別紙一の講習科目、目標及び内容を参考とすること。 講習科目のうち、専任教員養成講習会のeラーニング科目を活用する場合は、別紙二を参考とすること。</p> <p>6 教室の確保等講習会開催に当たり留意すべき事項</p> <p>(1) 講習期間中、専用に利用できる教室が確保できること。 (2) グループワークをするための部屋（演習室）を確保できることが望ましいこと。 (3) 必要な図書を有する図書室を利用できること。 (4) 教室等は採光、換気等が適当であり、学習環境について配慮が払われていること。</p> <p>7 講習会担当者</p> <p>本講習会の運営等を担当する者は、原則として専任教員養成講習会、保健師助産師看護師実習指導者講習会等の受講者で専任教員及び実習指導者の経験を有するものとする。</p> <p>8 講師</p> <p>(1) 講習科目を教授できる講師を確保するものとする。</p>
--	--



(1) 教育に関する科目については、大学教授、准教授又はこれらに準ずる者が教授すること。

(2) 看護に関する科目、実習指導に関する科目については、看護師等学校養成所の副学  
校長、教務主任又はこれに準ずる者が教授すること。

8 都道府県に準ずるものとして厚生労働省が認める者が講習会を実施する場合の手続等

(1) 講習会を新たに実施しようとする者（都道府県を除く。）は、講習会の開催の一月前までに次の事項を記載した認定申請書を本職あて提出すること。

また、申請後にその申請内容について変更がある場合には、あらかじめ変更申請を行い、承認を得ること。

ア 開催の目的

イ 主催者の名称及び主たる事務所の所在地

ウ 講習会の名称

エ 講習会の会場の名称及びその所在地

オ 講習会に要する経費の収支予算

カ 開催期間及び日程

キ 受講者の定員

ク 科目の内容（受講者の各科目の到達目標を含む。eラーニングを活用する場合は、科目名を明示し、当該科目の到達目標は不要。）

ケ 各教室等の用途及び面積

コ 講習会担当者及び講師の氏名、担当科目及び時間数並びに職業及び職位

(2) (1) の認定申請書には次に掲げる書類を添えること。

ア 講習会担当者の履歴書

なお、履歴書は、講習会担当者として必要な経歴を有することを明らかにするものとする。

イ その他参考となる資料

(3) 講習会の終了後は、一か月以内に次の事項を記載した実施状況報告書を本職あて提出すること。

(2) 教育に関する科目については、大学教授又はこれに準ずる者が教授するものとする。

(3) 看護に関する科目、実習指導に関する科目については、看護師等学校養成所の副学  
校長、教務主任又はこれに準ずる者が教授するものとする。

9 都道府県に準ずるものとして厚生労働省が認める者が講習会を実施する場合の手続

(1) 講習会を新たに実施しようとする者（都道府県を除く。）は、講習会の開催の一月前までに次の事項を記載した認定申請書を本職あて提出すること。

また、申請後にその申請内容について変更がある場合には、あらかじめ変更申請を行い、承認を得ること。

ア 開催の目的

イ 主催者の名称及び主たる事務所の所在地

ウ 講習会の名称

エ 講習会の会場の名称及びその所在地

オ 講習会に要する経費の収支予算

カ 開催期間及び日程

キ 受講者の定員

ク 教育内容（受講者の各科目の到達目標を含む。eラーニングを活用する場合は、科目名を明示し、当該科目の到達目標は不要。）

ケ 各教室等の用途及び面積

コ 講習会担当者及び講師の氏名、担当科目及び時間数並びに職業及び職位

(2) (1) の認定申請書には次に掲げる書類を添えること。

ア 講習会担当者の履歴書

なお、履歴書は、講習会担当者として必要な経歴を有することを明らかにするものとする。

イ その他参考となる資料

(新設)

<p>ア <u>修了者数</u></p> <p>イ <u>修了者の所属先、職位、実務年数及び学歴</u></p> <p>ウ <u>実施状況の概要及びその評価（受講者からの評価を含む。）</u></p> <p>エ <u>その他実施状況の把握に当たり参考となる事項</u></p> <p>9 運営等</p> <p>(1) <u>開催日の設定にあつては、地域の実情に応じて複数回に分割した期間を設定することができること。</u></p> <p>(2) <u>保健師助産師看護師実習指導者講習会と合同で開催することができること。</u></p> <p>(3) <u>科目の評価については、受講者の出席状況に加え、別紙一を参考に各科目の評価を行い、必要時間数を満たした者に対し、修了を認めることが望ましいこと。</u>専任教員養成講習会のeラーニングを活用する場合は、当該科目の単位認定結果を確認し、修了を認めることが望ましいこと。</p> <p>(4) <u>講習会修了者には、修了証（別紙三）を交付すること。</u></p> <p>(5) <u>修了者に関する記録その他の講習会の実施に関する記録は、主催者が適切に保管すること。</u></p> <p>(削除)</p>	<p>10 運営等</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(1) <u>修了の認定については、受講者の出席状況に加え、専任教員養成講習会のeラーニングを活用する場合は、当該科目の単位認定結果を確認し、修了を認めることが望ましい。</u></p> <p>(2) <u>講習会修了者には、修了証を交付すること。</u> <u>専任教員養成講習会のeラーニングを活用した場合は、修了したeラーニングの科目がわかるよう修了証等に記載すること。</u></p> <p>(3) <u>受講者名簿、修了者に関する記録その他の講習会の実施に関する記録は、主催者が適切に保管すること。</u></p> <p>(4) <u>講習会の終了後は、一か月以内に次の事項を記載した実施状況報告書を本職あて提出すること。</u></p> <p>ア <u>修了者数</u></p> <p>イ <u>修了者の所属先、職位、実務年数及び学歴</u></p> <p>ウ <u>実施状況の概要及びその評価（受講者からの評価を含む。）</u></p> <p>エ <u>その他実施状況の把握に当たり参考となる事項</u></p>
---	--



(別紙一)  
 特定分野における保健師助産師看護師実習指導者講習会科目及び目標

教育内容	科目	目標及び内容	時間数
教育の基盤	教育原理*	教育の意義や基礎的な概念について学ぶ。	三
	教育心理*	人間の発達と学習過程における青年時の心理的な特徴について人間の成長・発達段階に合わせて理解する。	
	教育方法*	教育の基本的な方法や技術、評価方法について理解する。	
実習指導の基盤	実習指導の実際 I (講義)	看護基礎教育の概要と実習に求められている課題を理解する。	三
		実習指導の基礎と実習指導者のあり方を理解する。	六
	実習指導の実際 II (演習)	実習指導の展開について理解を深め、かつ、臨地実習の中で体験する指導場面別の役割や方法について演習を通して学ぶ。	二四
合計			三九

\* eラーニング活用可能

(別紙一)  
 特定分野における保健師助産師看護師実習指導者講習会講習科目と目標及び内容

	科目	目標及び内容	時間数	
教育及び看護に関する科目	教育原理*	教育の意義や基礎的な概念について学ぶ	三	
	教育心理*	人間の発達と学習過程における青年期の心理的な特徴について人間の成長・発達段階に合わせて理解する ○青年心理 現代の青年の特徴 ○学習過程における心理 現代の青年の学習過程における心理、諸問題		
	教育方法*・評価方法	教育の基本的な方法や技術、評価方法について理解する ○教育方法、評価の目的、評価方法等		三
	看護教育課程*	看護基礎教育の課程とその概要について理解する ○看護教育課程、教育計画、実習指導計画等		三
実習指導に関する科目	実習指導の原理	実習指導の基本と実習指導者のあり方等について理解する ○実習の意義、目的 ○実習指導者の役割	三	
	実習指導の実際 I (講義)	実習指導方法を理解する ○指導計画の立案と指導方法	三	
	実習指導の実際 II (演習)	実習指導の展開について理解を深め、演習等を通してその実際を学ぶ ○実習指導案の作成 ○実習指導計画の展開と評価	二四	
合計			三九	

\* eラーニング活用可能



(別紙二)

特定分野における保健師助産師看護師実習指導者講習会での  
 eラーニング適用科目に関する専任教員養成講習会における対応科目

項目 区分	特定分野における保健師助産師看護師実習指導者講習会でのeラーニング適用科目		専任教員養成講習会における対応科目	
	科目	時間数	科目	単位数 (時間数)
教育の基盤	教育原理	三	教育原理	一(一五)
	教育心理		教育心理	一(一五)
	教育方法	三	教育方法	一(一五)
			教育評価	一(一五)

※ 特定分野における保健師助産師看護師実習指導者講習会でのeラーニング適用科目の時間数が、専任教員養成講習会における対応科目の時間数より少ない場合にあつては、当該科目は専任教員養成講習会の時間数で実施すること。

(別紙二)

特定分野における保健師助産師看護師実習指導者講習会での  
 eラーニング適用科目に関する専任教員養成講習会における対応科目

区分	特定分野における保健師助産師看護師実習指導者講習会でのeラーニング適用科目			専任教員養成講習会における対応科目	
	科目	時間数	授業内容	単位数 (時間数)	区分
教育及び看護に関する科目	教育原理	三	教育原理	一(三〇)	教育分野
	教育心理		教育心理学	一(三〇)	
	教育方法	三	教育方法	一(一五)	
	教育評価		教育評価	一(一五)	
	看護教育課程	三	看護教育課程論	二(四五)	専門分野

※ 特定分野における保健師助産師看護師実習指導者講習会でのeラーニング適用科目の時間数が、専任教員養成講習会における対応科目の時間数より少ない場合にあつては、当該科目は専任教員養成講習会の時間数で実施すること。

(別紙三)

番 号

修 了 証

氏 名

生年月日

年度厚生労働省認定の実習指導者講習会（特定分野）において、所定の課程を  
修了したことを証する。

年 月 日

主催者名

印

サイズ：210mm×300mm

(新設)